

「法令遵守規程」

（目的）

第1条 この規程は、『サークルケアトークン』『トークン』『ふれあいの里たちばな』（以下「各事業所」という。）の介護保険事業及び障害福祉サービス事業の実施に当たり、関係法令遵守し、かつ的確に業務管理体制の整備をするため、その具体的な方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 各事業所が行う事業を適正に行うために、以下を各事業所の基本方針とする。

- （1）事業を行う際には、法令を遵守し、違法行為を行わない。
- （2）法令遵守のために必要な各事業所の組織体制を整備する。
- （3）法令遵守責任者は、代表取締役の命を受け、各事業所の管理者と連携し、適正な事業運営を確保する。

（法令遵守責任者の役割）

第3条 法令遵守責任者は、各事業所における「法令遵守」の責任者として、各事業所の法令遵守の体制の確保のため、各事業所内の各組織及び各従業員に対する周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価等について、責任者としての役割を担うものとする。

（法令遵守体制）

第4条 各事業所内の各組織及び各従業員に対する法令遵守の確保については、法令遵守責任者のもと、毎年1回、文書又は口答により、その周知徹底を図るものとする。

（法令遵守に係る確認・対応等）

第5条 運営基準等の適合状況の確認については、各事業所において、各介護サービス、障害福祉サービスごとの人員・設備・運営基準等の適合状況について、管理者が日常的に確認をするものとする。

（介護報酬・自立支援給付費の請求）

第6条 介護報酬・自立支援給付費の請求に係る確認については、各事業所において、各介護サービス・障害福祉サービスごとの介護報酬・自立支援給付費の請求にあたり諸記録と請求との誤り等の有無について、各事業所の責任者と担当者が共に確認するものとする。

（報告）

第7条 各事業所において、「運営基準等の適合状況の確認」及び「介護報酬・自立支援給付費の請求に係る確認」について、その確認した内容について速やかに責任者が法人の代表に対し、報告するものとする。また、各事業所において、介護保険関係法令・障害者自立支援法やその他法令に係る違反事項について確認したときは、速やかに法人の代表に対し、報告するものとする。なお、当該報告については、直接、法令遵守責任者に対して、報告することができる。

(管理者における確認)

第8条 管理者は、各事業所からの報告について、その報告内容の事実関係等を確認し、法令遵守責任者に報告するとともに、基準等の不適合事項、介護報酬請求・自立支援給費の誤り、その他法令違反事項については、速やかに必要な措置を講じ、法令遵守責任者に報告するものとする。

(法令遵守責任者の対応)

第9条 法令遵守責任者は、各事業部門からの報告又は従業員等からの通報等を踏まえ、基準等の不適合事項、介護報酬請求・自立支援給付費の誤り、その他法令違反事項については、速やかにその事実関係を確認するとともに、速やかに必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(相談窓口の仕組み)

第10条 各事業所に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくために相談窓口を設置する。

- (1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面会等とする。
- (2) 通報を受けると、必要に応じて調査を行い、その結果是正の必要ありと認められた場合に、直ちに是正処置を講ずるものとする。更に、その後の再発防止が機能しているかのフォローアップも行うものとする。実名通報の場合には、通報者に対し、調査結果、是正結果の報告を行うものとする。
- (3) 各事業所は報告・相談者に対し、このことを理由とするいかなる不利益取り扱いも行わないこと。
- (4) 各事業所は通報、調査で得られた個人情報を開示しないものとして、プライバシーは遵守される。
- (5) 虚偽通報、誹謗中傷する通報、その他の不正の通報を行ってならない。

(教育及び研修)

第11条 各事業所の責任者及び管理者は、必要に応じて職員に法令遵守に冠する研修企画し、実施するものとする。

(法令遵守チェックの評価・改善)

第12条 法令遵守責任者は、「法令遵守体制」「法令遵守に係る確認・対応等」について、その状況及び実効性等について評価し、その結果必要な事項については、事業者法人に対し、改善を求めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年10月1日より施行する